

令和3年2月3日

北本市スポーツ少年団
関係各位 殿

北本市スポーツ少年団
本部長 小澤 修次

「緊急事態宣言」延長について少年団活動のお願い

平素より、北本市スポーツ少年団活動に特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。
政府は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「緊急事態宣言」について、2月7日までの期間を3月7日まで1ヵ月間の延長する方針を決定しました。

つきましては、下記の点に注意し、引き続き北本市スポーツ少年団活動の自粛をお願い致します。

【 活動の注意事項とお願い 】

- 1 活動時間 4時間以内とする（準備から解散まで）
- 2 対外試合・イベントの禁止（市外への遠征や合同練習・練習試合も含む）
- 3 飲食の禁止（飲み物は各自で用意する、共有する飲み物の提供は禁止）
- 4 人と人との距離を保ち（最低1m）、父母会関係者の付き添いは2人～3人で対応。
- 5 飛沫感染防止の為、指導者はマスクを着用し、大声での指導は控える。
- 6 活動開始前、終了後はマスクを着用すること。（全員）
- 7 健康観察の徹底、ご家族で具合の悪い方（発熱、体調不良）がいらっしゃる時は、子供の練習参加を見合わせていただくようお願い致します。

適応期間は、2月8日～3月7日まで1ヵ月間の延長

（宣言解除が早まったり、延長の場合は適応期間の変更あり）

- ※ こまめな手洗い（石けん使用）・顔を洗う・うがい・消毒液の使用をすること。

以上のことに関して、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

事務局：北本市教育委員会生涯学習課
生涯スポーツ・オリパラ担当
電 話：594-5568（直通）